

## 【一橋ローレビュー第三号】掲載論文に関するお詫びと訂正

2019年3月13日に発刊いたしました『一橋ローレビュー第三号』、  
押田育美さん執筆論文『株主総会決議取消訴訟における上訴強制と当事者の地位一片面的  
対世効ある類似必要的共同訴訟の一例として一』(P56~P83)にて、編集委員の確認不足によ  
り誤りがございました。

執筆者の押田育美様、読者の皆様、ならびに関係者の皆様にご迷惑をおかけいたしましたこ  
とを謹んでお詫び申し上げます。

下記の通り訂正させていただきます。

### ・ 58 頁註 5

(誤) Hellwing, Lehrbuch → (正) Hellwig, Lehrbuch

### ・ 67 頁 2 行目~3 行目

(誤) 改行抜け → (正) 一行挿入

### ・ 72 頁註 61

(誤)

前掲註 1 ) ④ 高橋論文 50 頁引用部分。Lent, Die notwendige und die besondere  
Streitgenossenschaft, Jherings Jahrbücher 90(1942)S.80ff.参照。なお小山説はこのLent説とほぼ同様の  
Schumann, Das Versäumen von Rechtsbehelfsfristenn duech einzelne notwendige Streitgenossen, ZZP  
76(1963)S.381ff.に多くを依っているようである。

↓

(正)

前掲註 1 ) ④ 高橋論文 50 頁引用部分。Lent, Die notwendige und die besondere  
Streitgenossenschaft, Jherings Jahrbücher 90(1942)S.80ff.参照。なお小山説はこのLent説とほぼ同様の  
Schumann, Das Versäumen von Rechtsbehelfsfristen durch einzelne notwendige Streitgenossen, ZZP  
76(1963)S.381ff.に多くを依っているようである。

・79頁 III3 (1) b「沿革的な見地から、株主代表訴訟と住民訴訟以外の訴訟では上訴人の地位を強制するべきとする見解」と記載された節中、以下の部分。

(誤)

我が国の住民訴訟と株主代表訴訟が、エクイティー上の救済として発展した納税者訴訟 (taxpayers 済として発展し、株主代表訴訟 (shareholders て発展した納税者訴訟 (位を強制するべにそれぞれ期限を有すること、米国の株主代表訴訟が、会社の権利を訴求する点で集団だ表訴訟 (class action) と区別されるものの共通の利害を有する多数の者のうち1人が他の者を代表して訴え得るといふ点で共通の発想に基づくこと等から、代表訴訟としての性質を有する住民訴訟・株主代表訴訟のみに妥当する判例法理であつて、このような沿革上の背景を持たない株主総会決議取消訴訟には判例の射程は及ばないとする。

↓

(正)

我が国の住民訴訟と株主代表訴訟が、エクイティー上の救済として発展した納税者訴訟 (taxpayers' suit), 株主代表訴訟 (shareholders' derivative suit)にそれぞれ起原を有すること、米国の株主代表訴訟が、会社の権利を訴求する点で集合団体訴訟 (class action) と区別されるものの共通の利害を有する多数の者のうち1人が他の者を代表して訴え得るといふ点で共通の発想に基づくこと等から、代表訴訟としての性質を有する住民訴訟・株主代表訴訟のみに妥当する判例法理であつて、このような沿革上の背景を持たない株主総会決議取消訴訟には判例の射程は及ばないとする。

・81頁7行目～8行目

(誤)改行抜け →(正)一行挿入

正しい論文は一橋ローレビュー第三号からダウンロードしていただけます。

今後、このようなことのないよう、細心の注意を払う所存でございます。

今後とも『一橋ローレビュー』をどうぞよろしくお願い申し上げます。

一橋ローレビュー編集委員一同